

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第3項による公表
(契約金額の変更を伴う契約の変更をした公共工事の公表)

No	工事名称	場所	契約業者	営業種目	契約金額 上段(変更前) 中・下段(変更後)	工期 上段(変更前) 中・下段(変更後)	工事概要 上段(変更前) 中・下段(変更後)	変更理由
1	史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策工事	鎌倉市大町三丁目1425番 外	鎌倉土建株式会社	土木一式	207,240,000	R3.12.17 ~ R5.2.6	崩落対策工 一式 トンネル工 一式	立坑工及びルートパイプ工の資機材はモノレールで運搬する計画ですが、令和3年度に当該工事箇所に至る道路斜面の安全対策を検討するために実施した斜面崩落詳細設計業務委託において斜面の地形等を調査した結果、足場を設置しようと検討した斜面は、安全対策が必要な斜面であることを確認しました。このため、当該斜面に足場を設置することは危険であると判断し、斜面との交点が短くなるルートに変更した結果、経路の総延長が長くなったことから、契約金額の変更を行いました。
					218,989,100	R3.12.17 ~ R5.3.24		
2	公共下水道(雨水)築造工事東御門川雨水幹線	鎌倉市雪ノ下三丁目10番 先	増山土木株式会社	土木一式	23,599,400	R3.11.5 ~ R4.7.29	管渠工 強化プラスチック複合管 外圧2種[FRP管,Φ1,000]布設工 L=37.2m	本工事は、雨水流下機能向上のため、既設雨水管(鉄筋コンクリート管)を新設雨水管(強化プラスチック複合管φ1,000)に布設替えるものです。令和4年(2022年)2月8日に水路用地内に埋設されていると考えていた既設雨水管が民有地に越境していることが判明し、民有地の所有者と協議した結果、越境箇所の既設雨水管は存置することとし、令和4年(2022年)3月6日に契約変更(工期及び金額)を行いました。この変更契約手続き期間中に、民有地の所有者から建物や工作物に亀裂等が発生したと報告があったことから、令和4年(2022年)2月28日付け鎌下水第1331号をもって該当箇所の工事を一時取り止め、調査の実施及び該当箇所に埋設されている既設雨水管の撤去も含めた処理の検討を行うこととし、令和4年(2022年)3月25日に契約変更(工期)を行いました。調査及び既設雨水管の処理方法の検討を行い、改めて民有地の所有者と協議したところ、越境箇所の既設雨水管は存置せずに撤去し、併せて上部工作物を撤去・復旧することで合意が得られました。以上の理由により、既設雨水管の撤去工及び既設工作物の撤去・復旧工が増工となり、請負金額を変更する必要が生じたため、契約金額の変更を行いました。
					28,240,300			
3	河川維持修繕工事[ゼロ市債]普通河川二階堂川	鎌倉市二階堂4番地 先	株式会社現代建設	土木一式	21,173,900	R4.3.25 ~ R4.9.1	護岸復旧工 L=8.5m 重力式擁壁 H=3.1m 吹付工 A=220㎡ モルタル吹付 t=100 シールコンクリート工 A=40㎡ シールコンクリート t=70	公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置に基づき、契約金額の変更を行いました。
					21,646,900			
					22,487,300			
4	道路維持修繕工事[ゼロ市債]市道067-000号線	鎌倉市腰越二丁目1番 先	高岸建設株式会社	土木一式	15,719,000	R4.3.25 ~ R4.6.23	舗装工 アスファルト舗装工 L=281.4m A=1,577.9㎡	本工事については、令和4年(2022年)3月25日に契約し着手しましたが、令和4年(2022年)3月から適用の「公共工事設計労務単価及び設計委託業務等技術者単価」(以下「労務単価等」という。)が上昇したため、工事請負代金額を変更する特例措置が適用される旨の通知を契約検査課から受けました。受注者に特例措置の適用について確認したところ、活用したいとの意向が示されたため、契約金額の変更を行いました。
					15,853,200			
5	道路維持修繕工事[ゼロ市債]市道003-007号線	鎌倉市材木座六丁目6番 先	高岸建設株式会社	土木一式	15,708,000	R4.3.25 ~ R4.6.3	アスファルト舗装工 L=180.4m W=2.65~4.35m A=590.0㎡	本工事については、令和4年(2022年)3月25日に契約し着手しましたが、令和4年(2022年)3月から適用の「公共工事設計労務単価及び設計委託業務等技術者単価」(以下「労務単価等」という。)が上昇したため、工事請負代金額を変更する特例措置が適用される旨の通知を契約検査課から受けました。受注者に特例措置の適用について確認したところ、活用したいとの意向が示されたため、契約金額の変更を行いました。
					15,956,600			

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第3項による公表
(契約金額の変更を伴う契約の変更をした公共工事の公表)

No	工事名称	場所	契約業者	営業種目	契約金額 上段(変更前) 中・下段(変更後)	工期 上段(変更前) 中・下段(変更後)	工事概要 上段(変更前) 中・下段(変更後)	変更理由
6	法面災害防除 工事	鎌倉市津西二丁 目14番 先	株式会社現代 建設	土木一式	129,009,100	R3.11.26 ~ R4.7.11	法面工 吹付法砕工 A=1,640.0㎡	当初設計では、すべり安定計算のため、崖上からのボーリング調査と既に崩落し露岩した箇所を近接目視や指触調査等にて確認し、地層を想定する予定でしたが、準備工により伐採作業を行ったところ、崩落箇所上部に浮石等があり、近接して行う調査に危険が伴うことが判明しました。 近接目視や指触調査等に代える手法として、道路面からもボーリング調査を行うことにより、地層の範囲が想定できるため、ボーリング調査に係る施工数量を増工しました。 また、令和4年(2022年)4月11日付で契約検査課から「賃金等の変動に対するインフレスライド条項の運用について」にてインフレスライド条項の適用及び運用について通知があり、その後、受注者から工事請負契約約款第26条第6項に基づく請負代金額の変更について請求があったため、契約金額の変更を行いました。
					131,781,100			
					139,042,200	R3.11.26 ~ R5.3.13	法面工 吹付法砕工 A=1,520.8㎡	1 検証業務に伴う設計条件の変更について 本施工範囲と連なる崖面において岩盤が露頭している状況が見られたことから、当該崖面についても岩盤を有するとの前提条件で対策工法を想定し、業務を発注しました。 その後、ボーリング調査を実施し、地質調査・解析を行ったところ、当該地の地質がシルト及び砂質シルト等(粘性土)であり、安定計算上、当初計画した構造では安全性が確保できないことが判明したことから、土質の条件を軟岩から粘性土へ変更し、ロックボルトの径及び長さを変更しました。 2 モルタル吹付撤去工の増工について 当初は、既設のモルタル吹付上に新たな法枠を設置する計画としていましたが、検証業務において現地の状況を確認したところ、既設のモルタル吹付と地表面との間に隙間が生じていることが判明しました。 不安定な既設のモルタル吹付を存置させることは危険であり、すべて撤去することが妥当であることから、モルタル吹付撤去工を増工しました。 3 施工範囲の変更(減少)について 検証業務において、周辺土地との境界について現地測量を実施し、必要な対策箇所を検証したところ、工事施工範囲を当初計画から変更する必要があることが判明しました。 本工事の施工範囲が変更になることに伴い、各種数量を変更しました。 以上の理由により、契約金額の変更を行いました。
					148,813,500			1 法面整形整備工の増工について 当初は、既設のモルタル吹付上に新たな法枠を設置する計画としていましたが、検証業務において現地の状況を確認したところ、既設のモルタル吹付と地表面との間に隙間が生じていることが判明しました。 既設のモルタル吹付を存置させることは危険であり、すべて撤去することが妥当であることから、令和4年(2022年)9月30日付で契約変更を行い、モルタル吹付撤去工を増工しました。 その後、既設のモルタル吹付を撤去したところ、法面の中腹が抉られ法面上部がオーバーハングしている状況と法面に亀裂が発生している状況が判明しました。 現状の地形では吹付法砕工の施工が出来ず、また、崩落する恐れがあることから、法面上部の法面整形整備工を増工しました。 2 モルタル吹付撤去工の増工について 既設のモルタル吹付の厚みについては、災害時に崩落した箇所から現地を調査し、5cmとしていましたが、既設モルタル吹付撤去工を実施したところ、約10cmの厚みがあることが判明しました。 本工事にあたり、既設のモルタル吹付を全て撤去する必要があるため、撤去数量を増工しました。 以上の理由により、契約金額の変更を行いました。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第3項による公表
(契約金額の変更を伴う契約の変更をした公共工事の公表)

No	工事名称	場所	契約業者	営業種目	契約金額 上段(変更前) 中・下段(変更後)	工期 上段(変更前) 中・下段(変更後)	工事概要 上段(変更前) 中・下段(変更後)	変更理由
7	公共下水道(汚水)改築工事 西部圧送管	鎌倉市稲村ガ崎 三丁目5番 先	株式会社甲斐組	土木一式	247,500,000	R3.8.11 ~ R4.12.14	管路工 管布設工(開削) φ800 L=37.3m 管布設工(開削) φ500 L=9.9m 鋼製さや管推進工 φ800 L=14.7m 立坑内管布設工 φ800 L=17.0m	<p>1 発進及び到達立坑における土砂検定試験の追加 推進工にて発生する汚泥処分について、当初積算時に徴収した処分地からの見積りには、汚泥処分における条件指定がなく、また、過去に盛土等を行っていない国道134号の地下約8mの土砂には油脂、重金属類及び有害物質等が含有していないものと想定し、当初積算では土砂検定試験を見込んでおりませんでした。しかし、受注者が処分場との契約を行う際に、土砂検定試験が必要であると条件指定があったため、ヒアリングを行ったところ、受け入れる汚泥は、全てリサイクルすることから、当初地下深くにあった土砂でも掘削によって汚泥となるものは全て土砂検定による検定結果が必要であり、受け入れ前に土砂検定試験による検定結果を求めているとのことでした。本市においても、「建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に記載されているように「建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること」としていることから、発進立坑側の深度約10m地点の土砂検定試験の追加を行いました。</p> <p>その結果、基準値を超過する砒素が検出されたため、発進立坑側において、発生土壌の搬出検討を行う必要が生じ、現地表面から1m毎に特定有害物質(砒素)の確認を行いました。併せて、到達立坑側においては、新たに深度約10m地点の土砂検定試験の追加を行いました。</p> <p>その後、到達立坑側の深度約10m地点においても基準値を超過する砒素が検出されたことから、発生土壌の搬出検討を行うため、現地表面から1m毎に特定有害物質(砒素)の確認を行いました。</p> <p>2 舗装復旧時の舗装構成の変更 神奈川県藤沢土木事務所道路維持課(以下、「道路維持課」という。)と設計時から打合せを重ねておりましたが、復旧時の舗装構成について、道路占用許可申請書を提出した際に、既設コンクリート盤の厚みを考慮し、舗装厚を厚くするように変更指示があったため、復旧時の舗装構成の変更を行いました。</p> <p>3 発生土処理費用の変更について 土砂検定試験を実施した結果、発進及び到達立坑において、当初設計で想定していなかった基準値を超過する砒素が検出されたため、詳細調査を実施しました。発進立坑側においては、地表面から1mの深度において基準値を超過する砒素が検出されたため、発進立坑側における開削工を含む発生土は全て汚染土として取り扱うこととし、また、到達立坑側においては、深度5m地点から砒素が検出されたため、到達立坑の4m以深の発生土を汚染土として取り扱うものとなりました。</p> <p>以上のことから、発生土処分費において増額を行いました。</p> <p>なお、処分方法については、夜間に掘削した汚染土は、仮置きせず、直接受入地へ搬出を行います。受入地は夜間の受け入れを行っていないため、翌朝まで運搬車両を拘束し、搬出を行いました。</p> <p>4 推進工法の変更について 当初設計時点では、過去の近傍でのボーリングデータを参考に推進工実施部は、粘土質地盤としておりましたが、受注者による調査結果にて砂質土であることが判明しました。</p> <p>砂質土地盤での推進工では、現在、積算で用いている推進機では、推進距離が不足し、推進が不可能なことから、推進距離を確保するため、機種を変更する必要があります。</p> <p>また、砂質土地盤では、坑口部における鏡切り時の土砂等の流入を防ぐことが必要不可欠なため、薬液注入工の追加を行いました。</p> <p>5 覆工板及び鋼矢板の打設枚数の追加 不断水分岐部において、当初道路維持課発注の道路擁壁復旧工事にて設置した覆工板を一部利用しながら、不足部分については、本市工事にて、鋼矢板を打設し、覆工板を設置することとしておりました。しかし、道路擁壁復旧工事中に近隣住民から騒音に対する苦情があり、残置する予定であった覆工板を道路維持課工事中に撤去することとなりました。</p> <p>そのため、本市工事にて不断水分岐施工時に必要な鋼矢板の打設枚数及び覆工板の追加を行いました。</p> <p>6 道路擁壁復旧工事対応 道路維持課発注の道路擁壁復旧工事にて令和2年度に本市が移設した下水道幹線管渠が支障となり、一部擁壁の復旧工事が施工できない状態となっております。本工事の工期延期に伴い、その擁壁の復旧について協議を行ったところ、道路維持課から、当初は神奈川県にて復旧する予定であったが、下水道幹線管渠が支障となり復旧できないため、支障となる下水道幹線管渠を撤去する際に併せて、当該擁壁の復旧工事を実施するよう指示がありました。</p> <p>当該擁壁の復旧を実施しなければ、現在、通行止めとなっている歩道の開放が行えず、市民生活に影響を及ぼすこととなるため、本工事において道路擁壁の復旧を行いました。</p> <p>なお、道路擁壁復旧に必要な資材については、道路維持課から材料支給を受けました。</p> <p>以上の理由により、契約金額の変更を行いました。</p>
					283,959,500			

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第3項による公表
(契約金額の変更を伴う契約の変更をした公共工事の公表)

No	工事名称	場所	契約業者	営業種目	契約金額 上段(変更前) 中・下段(変更後)	工期 上段(変更前) 中・下段(変更後)	工事概要 上段(変更前) 中・下段(変更後)	変更理由
8	道路維持修繕工事 市道032-000号線	鎌倉市小町一丁目5番 先	増山土木株式会社	土木一式	34,871,100	R4.3.18 ~ R4.6.21	舗装工 遮熱性舗装工 L=588.2m A=2,821.0㎡ 付帯工 化粧蓋補修 A=1.2㎡	1 公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置について 令和4年(2022年)4月11日付鎌契第78号「公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置について(通知)」について、受注者である増山土木株式会社と協議を行った結果、特例措置により増額することになりました。 2 区画線工の減工について 契約後に発注者と受注者で現場を確認したところ、発注時には薄くなっていた路面標示が交通管理者によって復元されていました。遮熱性舗装の施工は区画線等を養生し、その上から塗布するため、当該区画線の数量を減工しました。 また、後述の遮熱性舗装工の減工に伴い、外側線(区画線工15cm)を減工しました。 3 化粧蓋補修の増工について 化粧蓋補修については、発注者が目視により破損が見られた箇所について、補修を実施する数量を計上していましたが、契約後、発注者と受注者で現場を確認したところ、設計以外にもひび割れや浮き等の破損が確認された箇所があり、補修が必要と判断したため、化粧蓋補修を増工しました。 4 遮熱性舗装工の減工について 当該路線区間において、建物の建替えに伴い東京電力が掘削し、復旧予定の箇所について、道水路管理課で令和3年(2021年)11月8日から令和4年(2022年)3月31日までの道路掘削申請を許可しておりましたが、施工方法の変更等から同年8月31日まで工期延長がされました。これにより、当該箇所が仮復旧のままとなるため、東京電力が復旧する範囲の遮熱性舗装工を減工しました。 また、令和4年(2022年)4月26日の調整会議後、新たに個人宅のガス管引き込みの申請が2件あり、5月9日に道路課で許認可申請内容を確認しました。東京ガスと調整を行いました。市施工までに本復旧が完了できないと判明したため、当該箇所についても東京ガスが復旧する範囲の遮熱性舗装工を減工しました。 以上の理由により、契約金額の変更を行いました。
					34,182,500		舗装工 遮熱性舗装工 L=573.1m A=2,751.5㎡ 付帯工 化粧蓋補修 A=2.4㎡	
9	(仮称)おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事	鎌倉市御成町18番35号	松浦建設株式会社	建築一式	290,840,000	R3.10.1 ~ R5.2.22	既存建物の耐震改修及び増築を行い、(仮称)おなり子どもの家等(延べ面積499.27㎡)に用途を変更する建築工事一式 同上に伴う電気設備工事及び機械設備工事 一式	工期内に急激なインフレーションが生じたため(鎌倉市工事請負契約約款第26条第6項及び第7項)、契約金額の変更を行いました。
					293,513,000			
10	河川維持修繕工事 準用河川砂押川	鎌倉市今泉台二丁目8番 先	高岸建設株式会社	土木一式	60,445,000	R4.4.15 ~ R4.10.7	護岸工 一式 もたれ式擁壁工 L=14.07m	本工事は、受注者が矢板圧入位置の埋設物確認のため試掘した際に既存マンホール周りに鋼製の円形プレート及びコンクリート構造物があることが判明したことから矢板圧入位置の変更及びコンクリート構造物の取壊し等の増工が必要になりました。 令和4年(2022年)9月8日付けで受注者に対し「設計図書の変更について」を通知し、協議した結果、受注者の合意が得られたことから契約金額の変更を行いました。
					63,277,500	R4.4.15 ~ R4.12.15		

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第3項による公表
(契約金額の変更を伴う契約の変更をした公共工事の公表)

No	工事名称	場所	契約業者	営業種目	契約金額 上段(変更前) 中・下段(変更後)	工期 上段(変更前) 中・下段(変更後)	工事概要 上段(変更前) 中・下段(変更後)	変更理由
11	第二小学校屋上防水等改修工事	鎌倉市二階堂878番地	株式会社ミスノ	建築一式	97,240,000	R4.5.20 ~ R4.12.16	校舎及び体育館の屋上防水工事並びに校舎一部の外壁等改修工事 一式 同上に伴う電気設備及び機械設備工事 一式	1 外壁部石綿含有下地調整材の除去方法の変更(第1回設計変更) 外壁部の石綿含有塗材除去における剥離剤併用手ばつり後に残存する下地調整材の数量について、除去工事に先立つ剥離剤試験の結果、外壁部の仕上塗材層が厚いため下地調整材まで剥離剤が浸透せず、下地調整材の残存量が増えることが判明しました。 そのため、剥離剤の適用は仕上塗材のみとし、仕上塗材を剥離剤併用手ばつりて除去し、下地調整材は集塵装置付きディスクグラインダーで除去する方法に変更を行いました。 2 屋上南棟屋根のフェンス及びフェンス基礎に係る仕様等の変更(第2回設計変更) 屋上南棟屋根に設置されている既存フェンスについて、設計において躯体に固定されていない置き基礎としていましたが、既存基礎を一部撤去したところ、アンカーにより躯体に固定されていることが判明しました。 そのため、躯体に固定された既存基礎を残置とし、立上り及び上端部にウレタン塗膜防水を行うとともに、既存基礎の残置に伴い、取外し再取付としていた既存フェンス柱も残置とし、雨水浸入防止のため、柱内部にエポキシ樹脂を充填した上で、錆止め塗装とする変更を行いました。 また、一部撤去済の基礎4か所は、既存アンカーに錆止め塗装、躯体面にウレタン塗膜防水の上、既存同様の基礎を新設、躯体に固定するとともに、立上り及び上端部にウレタン塗膜防水とする変更を行いました。 3 躯体補修の調査結果による設計数量の変更(第3回設計変更) 躯体補修に先立ち、外壁調査を行ったところ、0.2mm未満のクラック及び浮きが設計数量を上回り、その他のクラック及び欠損・爆裂は設計数量を下回ったため、調査結果に基づき、躯体補修に係る設計数量の変更を行いました。 以上の理由により、契約金額の変更を行いました。
					96,525,000			
12	岩瀬中学校屋上防水等改修工事	鎌倉市岩瀬840番地	株式会社斉藤建設	建築一式	65,230,000	R4.8.5 ~ R5.2.1	校舎及び体育館の屋上防水等を改修する建築工事 一式 同上に伴う電気設備工事 一式	体育館の折板屋根補修において、棟押え板金を撤去・新規取付し、化粧面戸と止水面戸は再利用する計画でしたが、受注者が調査したところ、棟押え板金と化粧面戸が固着し、化粧面戸を再利用できないことが判明しました。このことから、化粧面戸の撤去及び新設を追加したため、契約金額の変更を行いました。
					66,462,000			
13	鎌倉市立七里が浜小学校特別支援学級教室改修工事	鎌倉市七里が浜東五丁目3番2号	有限会社三橋工務店	建築一式	41,360,000	R4.7.19 ~ R5.1.30	普通教室2教室を特別支援学級教室に改修する建築工事 一式 上記に伴う電気設備工事及び機械設備工事 一式	1 教室の床は、既存のフローリング及び下地モルタルを撤去後、モルタルでレベル調整を行い、教室と廊下の高さを揃える計画としていましたが、フローリング撤去時に下地モルタルが施工されておらず、フローリングをコンクリートスラブに直張りしていたことが判明しました。このことから、床モルタルの撤去及び一部床レベル調整を中止とし、コンクリートスラブに付着している接着剤の除去及び出入口2か所に段差解消材を追加する変更を行いました。 2 教室の天井は、塗装しない計画としていましたが、撤去した照明器具の設置跡が目立つため、天井の塗装を追加する変更を行いました。 以上の理由により、契約金額の変更を行いました。
					41,217,000			
14	道路維持修繕工事 市道027-000号線	鎌倉市常盤861番地 先	増山土木株式会社	土木一式	21,883,400	R4.10.21 ~ R5.3.6	法面工 繊維補強モルタル吹付工 A=568.6㎡	吹付工については、令和2年度斜面崩落対策業務における調査により、表層部に亀裂が入っている箇所は取壊した後、モルタル吹付することとしていました。しかし、工事に向け伐採等の準備を進めて現状を確認すると、取壊し予定部が調査時に比べて劣化が進み細かい亀裂が発生していました。このため、取壊し時に既設モルタルが連続的に崩落する恐れが考えられたため、安全対策として仮設防護柵の設置が必要となったことから契約金額の変更を行いました。
					25,179,000			
15	河川維持修繕工事 明月川排水区	鎌倉市山ノ内96番地 先	株式会社館建設	土木一式	17,864,000	R4.11.4 ~ R5.3.15	排水工 塩ビ管布設[φ600] L=9.2m 増補管工[φ500] L=120.0m	本工事は、受注者が現地調査(試掘等)を行い水道管(私有管)が支障となること及び水路掘削時、側面の既設護岸擁壁が想定していた構造と相違していることが判明したことで、水道管の移設及び護岸の補強に伴う工事の増工が必要になりました。 令和5年(2023年)2月10日付けで受注者に対し「設計図書の変更について」を通知し、協議した結果、受注者の合意が得られたことから契約金額の変更を行いました。
					19,616,300			

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第3項による公表
(契約金額の変更を伴う契約の変更をした公共工事の公表)

No	工事名称	場所	契約業者	営業種目	契約金額 上段(変更前) 中・下段(変更後)	工期 上段(変更前) 中・下段(変更後)	工事概要 上段(変更前) 中・下段(変更後)	変更理由
16	橋りょう維持修繕工事 市道012-000号線 [音無橋]	鎌倉市稲村ガ崎三丁目4番 先	高岸建設株式会社	土木一式	59,687,100	R4.9.16 ~ R5.3.10	橋りょう補修工 一式	<p>1 既設鋼製アーチリブ補強材については、既設の塗膜に有害物質(鉛)が含まれていることから、塗膜を除去した後に塗膜と鋼材を分別し処分することとしたが、塗膜除去作業を行ったところ、塗膜と密着し、腐食により脆くなっていた鋼材の腐食片も一緒に除去されたことから既設塗膜廃材が増量したため、廃材処分費を増額しました。</p> <p>2 断面修復(乾式吹付工法)の施工に際し、既設コンクリートを取壊したところ、設計時の想定と鉄筋かぶりが異なり、これにより吹付を厚くする必要が生じたため、施工数量を増加し、増額しました。</p> <p>3 断面修復(左官工法)及びびびり割れ補修については、詳細設計時点からの劣化状況の進行具合等を確認し、施工数量が変更したため増額しました。</p> <p>4 現在、実施中の作業以外で足場等の設置を要しない工種である「舗装版打換」を廃工とし、減額しました。</p> <p>以上の理由により、契約金額の変更を行いました。</p>
					78,901,900	R4.9.16 ~ R5.6.30		
17	橋りょう維持修繕工事 市道010-036号線 [極楽寺橋]	鎌倉市稲村ガ崎一丁目15番 先	高岸建設株式会社	土木一式	44,739,200	R4.12.16 ~ R5.3.15	橋りょう補修工 一式	<p>1 縁端拡幅については、橋台を断面修復後、実施する計画としていましたが、橋台のはつり作業後、縁端拡幅と一体的にコンクリートを打設する工法が可能ながことが判明したことから、断面修復[左官工法]の数量が減少したため、減額しました。</p> <p>2 断面修復[吹付工法]及び断面修復[左官工法]の施工に際し、既設コンクリートを取壊したところ、設計時の想定と鉄筋かぶりが異なり、これにより吹付を厚くする必要が生じ、また、一部鉄筋が破断しており、補強する必要が生じたため、断面修復[吹付工法]及び断面修復[左官工法]の施工数量が増加したため、増額しました。</p> <p>以上の理由により、契約金額の変更を行いました。</p>
					50,714,400	R4.12.16 ~ R5.6.30		
18	道路維持修繕工事 市道055-000号線	鎌倉市山崎1084番地 先外	有限会社田島建設	土木一式	25,894,000	R4.10.28 ~ R5.3.27	[鎌倉工区] アスファルト舗装工 L=51.9m A=877.8㎡ [山崎工区] アスファルト舗装工 L=135.8m A=910.2㎡	鎌倉山工区における中央島の形状については、工事発注前に関係機関と図面を持って協議を行い、整った内容で発注したところ。契約後に工事の通知を行ったところ、京急バス株式会社から発注図面の形状ではロータリーでバスが転回することができないと話が出たため、現場立会いを行い、転回可能な形状に変更する必要が生じたため、中央島の面積を減工することから契約金額を減額しました。
					24,558,600		[鎌倉工区] アスファルト舗装工 L=51.9m A=900.0㎡ [山崎工区] アスファルト舗装工 L=135.8m A=910.2㎡	
19	公共下水道(汚水)改築工事 由比ガ浜第1枝線 外	鎌倉市由比ガ浜二丁目2番 先外	株式会社伊達建設	土木一式	24,534,400	R4.12.5 ~ R5.3.27	<p>管路工 管きよ更生工 既設管径200mm【自立管】 L=42.9m 管きよ更生工 既設管径250mm【自立管】 L=57.3m 管きよ更生工 既設管径300mm【自立管】 L=18.9m 管きよ更生工 既設管径400mm【自立管】 L=11.1m 特殊管きよ更生工 既設管径150mm【自立管】 N=5 箇所 特殊管きよ更生工 既設管径200mm【自立管】 N=2 箇所</p>	<p>1 No.122の減工について No.122のスパンは反転工法(空気圧又は水圧によって更生材を裏返ししながら既設管に密着させる工法)で設計しています。この工法を実施するためには更生材が硬化完了するまでは汚水を流すことができないため、止水プラグで水を止め、上流側のマンホールから下流マンホールにポンプ圧送(以下「水替え」という。)する必要があります。</p> <p>受注者が事前調査工で上流側マンホールの夜間の流量及びマンホール深を確認したところ流量が多いうえ、マンホール深が浅いことが確認でき、流量を考慮するとポンプが2台必要ですが、マンホールが浅いため2台並べて設置することができず、水替え不可であることから本工事においては減工となりました。</p> <p>2 No.162の管径変更について No.162のスパンは令和元年度に発注した「公共下水道(汚水・雨水)管きよ等調査及び修繕改築計画策定等業務委託」(以下「調査業務」という。)及び令和3年度に発注した「汚水管渠改築実施設計業務委託 西部汚水幹線 外」(以下「設計業務」という。)の成果物では管径がφ300でしたが、受注者による事前調査工で改めて確認した結果φ350であったことから、変更しました。</p> <p>なお、現地は県道21号(横浜鎌倉線)を横断している場所で交通量も多く、交通誘導するためには検定合格警備員の配置が必要であることから、市職員が現地確認を行うことは困難であるため、本工事においては調査業務及び設計業務の成果を採用しました。</p> <p>以上の理由により、契約金額の変更を行いました。</p>
					22,646,800		<p>管路工 管きよ更生工 既設管径200mm【自立管】 L=42.9m 管きよ更生工 既設管径250mm【自立管】 L=57.3m 管きよ更生工 既設管径300mm【自立管】 L=7.7m 管きよ更生工 既設管径350mm【自立管】 L=11.2m 特殊管きよ更生工 既設管径150mm【自立管】 N=5 箇所 特殊管きよ更生工 既設管径200mm【自立管】 N=2 箇所</p>	

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第3項による公表
 (契約金額の変更を伴う契約の変更をした公共工事の公表)

No	工事名称	場所	契約業者	営業種目	契約金額 上段(変更前) 中・下段(変更後)	工期 上段(変更前) 中・下段(変更後)	工事概要 上段(変更前) 中・下段(変更後)	変更理由
20	公共下水道(汚水)築造工事 台枝線	鎌倉市山ノ内 1131番地 先	高岸建設株式 会社	土木一式	28,550,500	R4.11.25 ~ R5.3.27	管きよ工 管きよ工(管径200mm)L=151m	1 舗装厚の不一致について 既設コンクリート舗装版及び路盤の厚さについては、工事路線が私道であることから、地元自治会からの提供資料に基づき設計図書を作成しましたが、受注者が現場着手した結果、既設コンクリート舗装版及び路盤の厚さが設計図書と異なる事が判明しました。令和5年(2023年)1月30日付で発議された別添「設計図書等と不一致等の確認について」のとおり、当初設計ではコンクリート舗装版厚130mm、路盤厚170mmに対し、現況ではコンクリート舗装版厚200~300mm(平均230mm)、路盤厚0~50mm(平均20mm)でした。 これに伴い、コンクリート殻、路盤材、発生土量等の数量を変更しました。 2 交通誘導員の配置 地元自治会から、本工事のコンクリート舗装復旧工事に伴うコンクリート養生期間において、夜間時の車両通行の安全性を確保する観点から、一部区間に交通誘導員を配置するよう要請がありました。 コンクリート舗装復旧工事は、コンクリート強度を確保するために1週間程度の養生を行う必要があり、養生期間中は昼夜車両通行止めとなります。このため、養生期間中は復旧区間の前後を閉鎖し、その間は仮設駐車場及び迂回路を利用することで地元自治会と調整を行いました。 しかしながら、地元自治会と改めて協議した結果、高齢の住民が昼夜問わずタクシー、救急車等を使用する可能性が高いため、常時車両通行を確保してほしい旨の要請を受けました。これについて、日中は現場作業員が敷鉄板を敷き車両通行を確保し、夜間は敷鉄板を残置し車両通行を確保することで自治会と調整しました。ただし、敷鉄板設置箇所の前後は道路縦断勾配が大きく、一般車両の進入により事故等が発生するおそれがあることから、安全を確保するために夜間の交通誘導員を配置しました。 以上の理由により、契約金額の変更を行いました。
					29,790,200			